

- (27) Testimony of Aileen Carroll, Standing Committee of Foreign Affairs and International Trade, June 21, 2005. <<http://www.parl.gc.ca/Committee/CommitteePublication.aspx?SourceId=123485>>
- (28) Malone, *op. cit.*, pp.571-576.
- (29) *A Role of Pride and Influence in the World : Canada's International Policy Statement : A CCIC Commentary* (April 2005), p.7. <[http://www.ccic.ca/e/docs/002\\_ipr\\_2005-04\\_ips\\_key\\_messages.pdf](http://www.ccic.ca/e/docs/002_ipr_2005-04_ips_key_messages.pdf)>

#### 参考文献（注に掲げたものを除く）

- 吉田健正『カナダはなぜイラク戦争に参加しなかったのか』高文研，2005。  
『対外政策としての開発援助』国際協力銀行開発金融研究所，2004。  
Alain Noël et al., "Divided Over Internationalism: The

Canadian Public and Development Assistance." *Canadian Public Policy*, vol.30 no.1 (March 2004), pp.29-46.

#### 補記

本稿脱稿後（2005.9.7）の2005年11月28日、カナダ下院は最大野党・保守党の提出した内閣不信任案を可決し、翌日、マーチン首相はジャン総督に下院解散を要請した。今回の不信任の背景には、クレティエン政権時代における政府広告費の不正流用疑惑がある。しかし世論調査では、好調な経済を背景に自由党の支持率が保守党の支持率を上回っており、総選挙後も自由党が政権を維持するとの見方が強い（*Globe and Mail*, December 2, 2005）。

（つかだ ひろし・外交防衛課）

## 【短信：ロシア】

### 経済特区法の制定

——国内産業の育成に向けて——

溝口 修平

プーチン大統領は、2003年5月の大統領教書で、今後10年間でGDPを倍増し（そのためには年7%の成長率が必要）、貧困を克服することを目標に掲げた。実際、ここ数年ロシア経済は好況が続いており、高い成長率を誇っている。しかし、その原動力は主に原油価格の高騰に後押しされたエネルギー産業であり、経済の基盤はいまだに脆弱である。したがって、現在のような高成長率を維持するためには、国内の製造業や中小企業の育成が急務であると言われている。

こうした課題を抱える中で、2005年7月22日、

プーチン大統領は「ロシア連邦の特別経済区に関する連邦法」（以下、「経済特区法」という。）及びそれに関連するいくつかの法律の改正法に署名した。経済特区法では、経済特区設置の手続き、そこでの企業活動の管理、経済特区内の法人・企業の活動規則などが定められている。また、それに関連して、税法典、関税法典、土地法典などの改正もなされた。

#### I 経済特区法制定の背景

経済特区法は、経済発展貿易省を中心に策定

されたもので、2005年3月に閣議で基本承認され、その後7月8日に下院で、同13日に上院で可決された。

1990年代にも、カーニングラードをはじめいくつかの地域が経済特区に指定され、そこでは「国内オフショア」として税制上の優遇措置がとられてきた。しかし、天然資源関連会社が税金逃れのために移転してきたり、特区をマネーロンダリングに悪用したりすることが起こり、経済特区がロシア経済を牽引するような機能を果たすことはなかった。<sup>(注1)</sup> また、カーニングラードにおける経済特区の失敗の原因として、インフラの未整備、市場の欠如、地下経済による正規事業の妨害などが指摘されている。<sup>(注2)</sup> 経済特区に関する法整備の必要性は認識されていたものの、上記の問題点を解決できていないという理由から、財務省は経済発展貿易省の準備した法案に長い間反対してきた。2005年3月に閣議で基本承認されたのは、税金逃れを防ぐような措置が法案に盛り込まれたためである。

## II 経済特区法の概要

### 1 経済特区の目的

経済特区設置の目的は、経済の加工部門、バイオテクノロジー部門、新種の製品生産部門及び輸送インフラの発展である（第3条）。グレフ経済発展貿易相によれば、経済特区法の施行によって「経済の多様化と不況地域（特に極東地域と東シベリア）の発展」が進むことが期待されている。<sup>(注3)</sup>

### 2 工業生産区と科学技術導入区

経済特区は「工業生産区」と「科学技術導入区」という2種類に分類される。工業生産区は、20平方キロメートル以下の広さを持つ区域に設置され、工業製品の生産を行う。同区は、極東地域やシベリアなど経済の停滞した地域に導入

することで、雇用機会の増大や地方予算の健全化をもたらすことが期待されている。<sup>(注4)</sup>

科学技術導入区は、合計面積が2平方キロメートル以下となる2つ以下の区域に設置され、科学技術の工業生産への応用、ソフトウェアの開発等が行われる。同区は、「テクノ・パーク」として、ロシアの科学技術開発の中心となることが期待されている。<sup>(注5)</sup>（第4条、第10条）

また、経済特区においては、鉱物の採掘、金属の生産、鉱物の加工、鉄類及び非鉄金属の加工並びに特別間接税対象品の製造及び加工は禁じられる（第4条）。ただし、自動車や二輪車の生産は許可されるという。

### 3 経済特区の設置及び廃止の手順

経済特区設置は、以下の手順で行われる。まず、経済特区の設置を望む連邦構成主体や地方自治体の執行機関が、連邦政府に対して申請を行う。そして、その申請の中から、連邦政府の定めた規定に基づき、競争的な選抜が行われる。連邦政府は、その決定から30日以内に、経済特区に選抜された連邦構成主体及び地方自治体の執行機関と、インフラ構築・維持の期間やその財源、連邦構成主体や地方自治体の権利義務等について協定を結ぶ。

経済特区が設置されるのは20年間で、その延長は認められない。また、(1)治安・国家防衛上の必要性が生じた場合、(2)設置から3年以内に、そこでの活動に関する合意がひとつも締結されなかった場合及び締結された合意がすべて破棄された場合、並びに(3)3年間経済特区で活動が行われなかった場合、経済特区は政府決定によって期限満了前に廃止される。（第6条）

### 4 経済特区の管理

経済特区の管理は、管理権限を付与された連邦執行権力機関及びその地方機関によって行われる。その活動への支出は連邦予算によってま

かなわれ、集権化された統一的管理システムをなす（第7条）。

この規定に基づき、2005年7月27日、プーチン大統領は大統領令に署名し、連邦経済特区管理局（以下「連邦管理局」とする。）を経済発展貿易省の下に作り、その組織規程を3か月以内に定めることを連邦政府に命じた。<sup>(注6)</sup>連邦管理局は、法人・企業の経済特区のレジデントとしての登録、レジデントの活動の管理、登録者情報の税務機関への送付などを行い、経済特区を統一的に管理する（第8条、第9条）。これは「単一窓口原則」と呼ばれ、経済特区を成功させた中国やシンガポールに倣い、煩雑な行政手続きを連邦管理局に一元化・簡素化することで、外資の参入を促そうとするものである。<sup>(注7)</sup>

## 5 経済特区での法人・企業の活動

レジデントになろうとする法人・企業は、連邦管理局に対してその申請を行う。申請書には、予定される活動、その活動に必要な土地の面積、予定投資額（工業生産区のみ）の情報が含まれる。また、それに加え、申請者の国家登録証明のコピーやビジネス・プランなども付される。

（第13条、第23条）

申請の結果、連邦管理局との間で合意が締結された場合、工業生産区のレジデントは、合意締結の日から1年以内に100万ユーロ（約1億3600万円）に相当する額のルーブルによる投資及び合意の有効期間中に1000万ユーロ（約13億6000万円）に相当する額のルーブルによる投資を行わなければならない。<sup>(注8)</sup>それに対し、連邦管理局は、レジデントに対して土地の賃貸契約を結ぶ義務を負う。（第12条、第32条～第35条）

他方、科学技術導入区のレジデントには、そのような投資義務はない。そして、連邦管理局は、レジデントに対して経済特区区内にある国家及び（又は）地方自治体の財産を賃貸する契約を結ぶ義務を負う（第22条）。

工業生産区のレジデントに投資義務を課したのは、従来の経済特区の失敗をこれ以上繰り返さないようにするためである。つまり、この規定は、企業が経済特区の恩恵に与るには相応の投資を行う必要があるとすることで、マネーロンダリングや徴税逃れのための流入を防ごうとするものだと言える。<sup>(注9)</sup>

## 6 関税自由地域

経済特区においては、外国製の商品は、関税や付加価値税を支払うことなく、また当該商品がその商品としての価値の禁止・制限を受けることなく、流通し利用され、他方ロシア製商品は、輸出関税を支払うことなく、流通し利用される。経済特区への輸入及び輸出は税関の許可のもとで行われる（第37条）。

また、連邦管理局との合意の有効期間中、特別間接税に関する連邦法を除き、レジデントを対象としたいかなる法律も改正されないことが保障されている（第38条）。

## II 関連法の改正

経済特区法に関連して、税法典、関税法典、土地法典、「貿易活動国家管理基本法」、「外国投資法」、「マガダンスク州経済特区法」、「カリーニングラード州経済特区法」、「国家管理改良措置の実施に関連する法規の改正法」の8件が改正された。その多くは、内容上の大きな変更ではなく、経済特区法に合致するような用語の修正が中心である。以下では、経済特区に対する優遇措置が盛り込まれた税法典の主な改正内容を紹介する。

第一に、輸出入する商品が無関税にするために、レジデントが税関に提出しなければならない書類のリストが定められた。第二に、科学技術導入区のレジデントに対する統一社会保障税<sup>(注10)</sup>の最高税率が現在の26%から14%にまで引き下

げられた。第三に、組織利潤税について、工業生産区のレジデントは減価償却に対する控除額の割合が通常の2倍とされ、損失額の翌年度への繰越し<sup>(注11)</sup>や科学研究開発投資費用に対する制限は適用されないことになった。第四に、経済特区のレジデントは、5年間にわたり資産や土地に対する課税を免除されることになった。

## おわりに

経済特区法の制定直後から、約30件の経済特区への申請があった（そのうち約20件が科学技術導入区への申請）。政府は、2005年9月に経済特区を設置する地域を決定し、2007年末から2008年はじめにかけて、工業生産区、科学技術導入区をそれぞれ5 - 6か所設ける予定である。

経済特区の成功には、インフラの整備が不可欠であるが、経済特区法においてインフラ建設は国家（連邦及び連邦構成主体）の排他的な権限とされている。ジュダーノフ連邦管理局長によれば、そのために、2006年度予算に約80億ルーブルが準備されているという。また、2005年9月から始まる議会会期では、早くも経済特区法の改正作業が始まり、経済特区を観光・リクリエーションビジネス分野にも拡大することが予定<sup>(注12)</sup>されている。

## 注

\* 本稿におけるインターネット情報はすべて2005年8月31日現在である。

- (1) «Фельдпортфель из Кремля» *Российская газета*, 2005.7.25. («クレムリンからのカバン」『ロシア新聞』2005.7.25.)
- (2) 木村汎「幻のロシア経済特区カリーニングラード探訪記」『世界週報』82巻34号, 2001.9.11, pp.26-29.
- (3) «Греф лечит экономику особыми экономическими зонами» *Российская газета*, 2005.3.10. («グレフは経済特区によって経済の手当て

を行う」『ロシア新聞』2005.3.10.)

- (4) «Фельдпортфель из Кремля» *Российская газета*, 2005.7.25. («クレムリンからのカバン」『ロシア新聞』2005.7.25.)
- (5) «Специально для скептиков» *Российская газета*, 2005.3.11. («懐疑論者専門」『ロシア新聞』2005.3.11.)
- (6) «Указ Президента Российской Федерации от 22 июля 2005 г. № 855 О Федеральном агентстве по управлению особыми экономическими зонами» *Российская газета*, 2005.7.27. («2005年7月22日の連邦経済特区管理局に関するロシア連邦大統領令 №855」『ロシア新聞』2005.7.27.) また、連邦政府は、8月19日に連邦管理局規程を承認し、関係機関の人員とその予算を決定した。  
(«Постановление Правительства Российской Федерации от 19 августа 2005 г. № 530 г. Москва О Федеральном агентстве по управлению особыми экономическими зонами» *Российская газета*, 2005.8.24. («2005年8月19日の連邦経済特区管理局に関するロシア連邦政府決定 №530」『ロシア新聞』2005.8.24.))
- (7) «В особые экономические зоны инвесторов запуская через одно окно» *Независимая газета*, 2005.7.6 («投資家はひとつの窓口を通じて経済特区に放たれる」『独立新聞』2005.7.6); «10 миллионов – и ты в зоне» *Российская газета*, 2005.7.27. («1000万、そうすれば特区に入れる」『ロシア新聞』2005.7.27.)
- (8) 為替レートは、レジデントが合意締結に関する申請を連邦管理局に提出した日のものとされる。
- (9) «Фельдпортфель из Кремля» *Российская газета*, 2005.7.25. («クレムリンからのカバン」『ロシア新聞』2005.7.25.)
- (10) 雇用者が、年金基金、医療基金、社会保障基金への積立てとして納付することを義務付けられている税金。
- (11) 税法典第25章（組織利潤税）第283条。前年度に損

失を出した納税者は、損失額に応じて翌年度の納税額を減らすことができるが、それは30%を超えてはならない。

- (12) «Пятый орган Греха» *Независимая газета*, 2005.8.3. (「グレフの第5の機関」『独立新聞』2005.8.3.)

参考文献 (注で記したものは除く)

- ・ Федеральный закон «Об особых экономических зонах в Российской Федерации» (「ロシア連邦の特別経済区に関する連邦法」)

<<http://www.akdi.ru/gd/proekt/096826GD.SHTM>>  
 ・ Федеральный закон «О внесении изменений в некоторые законодательные акты в связи с принятием федерального закона «Об особых экономических зонах в Российской Федерации»» (「『ロシア連邦の特別経済区に関する連邦法』に関連するいくつかの法令の改正に関する連邦法」)  
 <<http://www.akdi.ru/gd/proekt/096828GD.SHTM>>

(みぞぐち しゅうへい・海外立法情報課非常勤調査員)

## 【短信：ベトナム】

### 行政改革の動向

——地方行政を中心にして——

遠藤 聡

1986年にドイモイ（刷新）を開始し、市場経済の導入と対外開放路線を推進してきたベトナムでは、統治制度についても改革がなされてきた。それは、それまでの統制的な社会主義体制から民主化・法治国家<sup>(注1)</sup>への移行を目的とするものであった。その法的基盤として制定されたのがドイモイ憲法とも称される1992年憲法<sup>(注2)</sup>である。同憲法は2001年12月に改正され、一層の市場経済化と民主化の促進が盛り込まれるに至った。

しかし、共産党一党制を堅持するベトナムでは、複数政党制への移行に関して公に議論される状況ではないことから、政治的民主化の中核となるのは行政改革であった。この行政改革において問題の中心となったのは、「民主集中原則」と「権力の分散」との相関、さらには「権力の分散」を象徴するものとしての地方行政の在り方である。というのも、ベトナムにおいて

は「地方自治」という概念は存在せず、地方行政機関は「地方における国家機関」とされているからである。

こうした状況において、ベトナム政府は2001年9月に「2001-2010包括的行政改革プログラム<sup>(注4)</sup>」を発表し、総合的・具体的な改革計画を提示した。このような経緯を踏まえ、本稿では、ベトナムの地方行政における改革の動向を中心に検証することによって、行政改革への取り組みの現状を明らかにする。

#### I 行政改革

##### (1) 国家機関と民主集中原則

1992年に制定された「ベトナム社会主義共和国憲法」(1992年憲法)には、国家機関と民主集中原則について定める以下のような条項が存在する。